

議案第 2 号

飛島公共交通バス（蟹江線）の 1 日無料運行について

飛島公共交通バス（蟹江線）の 1 日無料運行については、次に定めるところによる。

令和 2 年 12 月 25 日

飛島村地域公共交通活性化再生法定協議会
会 長 加 藤 光 彦

飛島公共交通バス（蟹江線）の 1 日無料運行について

1. 無料化の目的

潜在的な利用者にバスの良さを知っていただく機会とすると共に、同日とびしマルシェの開催も予定していることから、来場者の増加に繋げるため、終日無料運行とする。

2. 期日

令和 3 年 3 月 2 1 日（日）

3. 運行形態

無料運行に加え、とびしマルシェに来場しやすくするよう、臨時便を運行する。

臨時便については、とびしマルシェ開催時間にあわせて運行できるようダイヤを編成する。

なお、臨時便についても本便同様無料とする。

4. イベント概要及び運行ダイヤ

調整中

5. 事前確認事項

運行事業者：概要決定次第、調整

6. 収支に与える影響

無料運行のため、運行したが利用者がなかった状況と同じとなる。

運行経費から運賃収入を差し引いた額を四半期ごとに三重交通株式会社へ支払いしているが、無料の場合運賃収入が 0 円となるため、運賃収入があった場合に比べて、村から三重交通株式会社に支払う額が増加する。

7. 精算方法

当日の運賃収入を 0 円として 1 日の運行に計上する。

なお、臨時便の必要経費については、別途支払うものとする。